

広島県告示第四百二十三号

次の上欄に掲げる者から、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があった。  
 なお、指定漁船に係る指定漁船調書は、次の下欄に掲げるとおり縦覧に供する。

令和六年四月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

上	発起人の住所及び氏名	尾道市因島洲江町一四八八番一 号 角 好美	欄	下	縦覧期間	令和六年四月一八日 令和六年五月二日	欄
	加入区	因島市			法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称	因島市漁業協同組合	
	尾道市因島洲江町一七四二	石田 大作					
	尾道市因島椋浦町五三四	川野 秋男					
	住田 貢						